

## 平成25年度事業マネジメントシート（施策・行政運営）

### 施策211

### 人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

#### 県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

#### 平成27年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

#### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標4項目中3項目で目標を達成し、活動指標の平均達成率が約95%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
目標項目	人権が尊重されている社会になつていると感じている県民の割合	24.9%	27.0%	29.0%	1.00	31.0%
		26.7%	30.3%			33.0%

#### 目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になつていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
26年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になつていると感じる県民の割合を、4年間で8%程度増加させることをめざしていることから、平成26年度の目標値を31.0%と設定しました。

活動指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
基本事業	目標項目					
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	903人	950人	1,000人	1.00	1,040人
		881人	1,198人			1,040人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者数		39,500人 38,649人	40,000人 40,247人	1.00 1.00	40,500人 41,000人
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		55.0% 41.2%	60.0% 55.2%	1.00 1.00	65.0% 70.0%
21104 人権擁護の推進（環境生活部）	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数		1,050人 994人	1,100人 990人	0.81 0.81	1,150人 1,200人

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	818	609	674	695	
概算人件費		514	543		
(配置人員)		(57人)	(59人)		

### 平成25年度の取組概要

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成23年3月策定）に基づく取組の進捗管理及び年次報告の作成と公表、人権問題に関する県民意識調査（平成25年1月実施）結果の詳細分析の実施
- ②地域のさまざまな主体が主催する、人権が尊重されるまちづくりに関する研修会等への講師等の派遣（講師派遣件数31件、参加者数 1,198人）
- ③市町が設置する隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施することができるよう隣保館職員への人材育成支援及び事業費の一部補助を実施
- ④各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、及び参加型啓発等、幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動の実施（人権メッセージ・フォトコンテスト等の募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、テレビ・ラジオスポットの放送、県民人権講座の開催（4講座）等の開催、商業施設等での啓発活動など）
- ⑤自他の人権を守るための実践行動力を育む、教育活動全体を通じた取組の推進（人権学習教材等の活用のための連続講座の実施、小中学校及び県立学校の管理職等を対象とした人権教育研修会の開催、人権教育に係る実践研究の公開・報告集の発行、人権教育推進協議会の活性化など）、人権問題に関する教職員意識調査の実施
- ⑥人権センターの人権相談窓口における相談対応（相談件数841件、弁護士による法律相談月2回、臨床心理士によるカウンセリング月1回実施）。人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした県内の各種相談機関の相談員を対象とするスキルアップ講座の開催（17講座、参加者数836名）、及び相談員相互のネットワーク形成のための支援（人権に関わる相談員の交流会2回開催）
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動の実施。モニタリング活動等の地域における展開を目的としたネットモニターリーダー養成講座の開催（3回開催、参加者数123人）

## 【年間実施結果】

### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①地域においてさまざまな主体により人権啓発に関する自主的な取組が展開されていますが、平成25年中には、津地方法務局管内で615件の人権侵犯事件が発生するなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、国や市町など様々な主体と連携・協働し、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく施策を推進していく必要があります。
- ②人権が尊重されるまちづくりを推進するため、様々な主体が実施する研修会・講師派遣等の支援を行いましたが、県内各地に広げていくためには、これまで取り組まれていなかった地域や団体等への働きかけが必要です。
- ③市町が設置する隣保館を交流拠点として、相談事業など地域住民への福祉の向上、人権問題解決のための人権啓発の充実、地域交流の促進が図られました。今後も隣保館が地域の活動拠点としての機能を發揮するためには、引き続き支援を行っていく必要があります。
- ④県人権センターを拠点として、各種人権啓発事業を実施しましたが、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくためには、参加型啓発や感性に訴える啓発事業の実施、地域の特性を生かした人権啓発講座の開催など多様な機会を提供することが必要です。
- ⑤人権の大切さについて一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお子どもたちの生活の中で差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組を市町教育委員会が展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ⑥県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、県人権センターだけでなく各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていけるよう環境づくりを推進していく必要があります。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに対して、県人権センターにおいてモニタリングを実施し、削除要請等の対応を行いましたが、依然として発生していることから、インターネット上の人権侵害・差別事象の状況把握に努め、早期発見や拡大防止等に取り組むことが必要です。

### 平成26年度の改善のポイントと取組方向（環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468）

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、身近で関心の高い人権問題をテーマとした研修会を実施するとともに、市町等と連携し、地域で活動する団体等へ働きかけを行うことで、人権が尊重されるまちづくりに取り組む地域や団体等の拡大を図ります。
- ③市町が設置する隣保館に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ④人権啓発事業の実施にあたっては、人権問題に関する県民意識調査結果を踏まえ、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう多様な機会を提供するとともに、県政だよりのデータ放送を活用するなど幅広く情報提供できるよう周知方法の見直しを行います。
- ⑤人権教育の推進にあたっては、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを取り巻く差別やいじめなどの解決や未然防止を図るなど、総合的かつ効果的に実施します。また、人権問題に関する教職員意識調査の結果をとりまとめ、人権教育基本方針見直しのための基礎資料とします。
- ⑥人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、スキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供します。

⑦インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、引き続きモニタリング活動やネットモニターリーダー養成講座を開催し、地域におけるモニタリング活動の指導や啓発を行う人材の育成支援に取り組みます。